

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの期間、55年8月から56年3月までの期間及び57年5月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から54年3月まで
② 昭和55年8月から56年3月まで
③ 昭和57年5月から59年12月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を夫婦併せて農協や郵便局の窓口で納付していた。所得税の確定申告の際、国民年金保険料の領収書を青色申告会に提出し、職員に社会保険料の控除額等を記載してもらっており、その控えも所持しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の提出した所得税の確定申告書（控え）を見ると、申立期間当時の国民年金保険料額と推認できる国民年金保険料が記載されている。

また、申立人夫婦は、国民年金保険料を夫婦併せて納付していたと述べているとおり、所得税の確定申告書（控え）を見ると、申立期間当時、申立人の妻は、申立人の事業専従者となっている上、現在確認できる平成元年1月以降の申立人夫婦の収納年月日は同日であることから、申立期間当時においても、夫婦一緒に保険料を納付していたとする主張は自然である。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料の納付状況についてみると、いずれも保険料納付に遅れはない上、保険料の納付が困難であったとする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年3月までの期間、55年8月から56年3月までの期間及び57年5月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から54年3月まで
② 昭和55年8月から56年3月まで
③ 昭和57年5月から59年12月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を夫婦併せて農協や郵便局の窓口で納付していた。所得税の確定申告の際、国民年金保険料の領収書を青色申告会に提出し、職員に社会保険料の控除額等を記載してもらっており、その控えも所持しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の提出した所得税の確定申告書（控え）を見ると、申立期間当時の国民年金保険料額と推認できる国民年金保険料が記載されている。

また、申立人夫婦は、国民年金保険料を夫婦併せて納付していたと述べているとおり、所得税の確定申告書（控え）を見ると、申立期間当時、申立人は、申立人の夫の事業専従者となっている上、現在確認できる平成元年1月以降の申立人夫婦の収納年月日は同日であることから、申立期間当時においても、夫婦一緒に保険料を納付していたとする主張は自然である。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料の納付状況についてみると、いずれも保険料納付に遅れはない上、保険料の納付が困難であったとする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私が23歳のころに、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行った際、職員から20歳からの未納分を納めることを勧められ、申立期間の保険料額を計算したメモ書きをもらい、このメモに記載された金額の保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親が、市職員に書いてもらったとするメモを現在所持しており、国民年金任意加入被保険者資格取得申出書の裏面に記載された当該メモを見ると、申立期間を含む昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料額が記載されている上、このうち、48年4月から49年3月までの保険料は納付済みであることから、申立人の母親が、当該メモに基づき保険料を納付したとする主張には信ぴょう性がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月に払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続きを行ったと推測され、この時点では、申立期間の一部は既に時効であるが、当時、第2回特例納付実施期間中であったため、時効になった保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続きを行ったと推測される時点では、申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料になるため、社会保険庁の納付書により日本銀行歳入代理店から納付することになるが、申

立人の母親は、申立期間に係る国民年金保険料を市役所内の金融機関出張所で納付したと述べており、当時、当該出張所では国庫金を取り扱っていたことから、申立人の母親の主張は自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間及び48年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和48年5月から49年3月まで

私は、現在の住所地に引っ越した後、昭和45年に夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、この時に過去の国民年金保険料も一括して郵便局か漁協で納付した。その後は、私と夫の分の保険料は一緒に納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、転居後の昭和45年ごろに申立人の夫と共に国民年金に加入したと述べているとおり、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は45年5月に夫婦連番で払い出されていることから、このころ夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測される。

また、申立人及びその夫は、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点でさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、申立人の夫については、被保険者資格を取得した昭和44年10月以降の保険料は納付済みであることから、申立人がその夫と同様に、被保険者資格を取得した43年10月時点でさかのぼって保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和45年5月時点では、申立期間①は過年度保険料として納付することが可能である上、申立人は、加入手続を行ってから数か月後に送付された納付書により国民年金保険料を金融機関で納付したと述べていることから、社会保険庁の過年度納付書で当該期間の保険料を納付したとしても不自然

ではない。

加えて、申立期間②について、申立人は、夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたと述べており、申立人の夫は、当該期間に係る保険料は納付済みである上、国民年金被保険者期間中に未納は無い。

そのほか、申立期間②は11か月と短期間であり、当該期間直後の国民年金保険料は納付済みであり、保険料の納付に遅れもみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、B組合の組合員であったことが認められることから、申立人のB組合員としての資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失日に係る記録を42年3月11日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万7,597円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年3月11日まで

社会保険事務所にA事業所に勤務していた期間について照会を行ったところ、申立期間について旧共済組合の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間当時の名刺や給与明細書の一部が残っているので、申立期間を旧共済組合の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び申立人が当該事業所を退職するときに催されたとする送別会において、申立人に贈られたとする同僚の寄せ書きから、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

また、申立人が提出したA事業所の給与明細書において共済組合の項目から掛金が控除されていること、及び当該事業所が「当時の記録は確認できないが、申立人の所持する給与明細書から、申立人は正職員として雇用され、B組合員であったと推認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、当該事業所に勤務しており、B組合の組合員であったことが認められる。

さらに、B組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされることから、申立人のB組合員としての資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失日に係る記

録を 42 年 3 月 11 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、9 万 7,597 円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年12月7日に、また、資格喪失日に係る記録を46年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月7日から46年5月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、申立期間当時は、新製品拡販のための応援ということでA事業所C支店からA事業所B支店に赴任した時期であり、厚生年金保険が未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所が提出した人事台帳及びA事業所の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年12月7日にA事業所C支店から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、

事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 12 月から 46 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における資格喪失日は、昭和23年10月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年6月から23年9月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から23年10月20日まで
(A事業所B工場)
② 昭和23年10月20日から同年11月1日まで
(A事業所C工場)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所では、B工場が閉鎖する昭和23年10月まで勤務し、その後、継続してC工場に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言及び申立人から提出された集合写真により、申立人は、A事業所B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA事業所B工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、昭和22年6月1日となっていることが確認できるが、社会保険事務所が管理する同事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格喪失年月日欄は未記入となっており、標準報酬月額適用年月日欄には、同年6月に標準報酬月額の等級が変更された記録が確認できる。このことについて、同社会保険事務所では、「申立人の記録について、社会保険庁のデータが昭和22年6月1日の資格喪失日となっているが、標準報酬月額の変更日を誤って入力したものと思われる。資格

喪失日については、A事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認ができない。」と回答している。

さらに、申立期間において申立人と同じ職場に勤務していた複数の同僚は、「申立人は、A事業所B工場が閉鎖するまで勤務し、一緒に同事業所C工場に異動した。」と証言している上、当該複数の同僚は、社会保険庁のオンライン記録及びA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、同事業所B工場が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和23年10月20日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年10月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は、A事業所B工場閉鎖後、同事業所C工場に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所が管理するA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和23年10月20日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が同事業所B工場から一緒に移籍したと記憶するすべての同僚は、昭和23年11月1日に同事業所C工場において新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所C工場の現在の人事部担当者は、「昭和23年10月20日にB工場が閉鎖されているため、会社としては、退職あるいは再雇用として扱っていた可能性もあると思う。」と述べている。

加えて、申立人は、「C工場に移籍した全員が昭和23年11月1日に資格を取得しているのであれば、同工場が何らかの理由で同年11月1日に手続をしたのかもしれない。またその間の厚生年金保険料控除については分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年5月21日までの期間について、事業主は、申立人が36年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和36年12月から37年4月までの標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和36年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を36年11月1日と訂正することが必要であり、同年11月の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

当時勤務していたB事業所(A事業所の系列会社)の厚生年金保険の被保険者記録が、全部抜け落ちているので、厚生年金保険加入期間として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年12月1日から37年5月21日までの期間について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日は、生年が申立人とは異なっているものの、申立人が当時、職場で使用していた氏名と同一である記録が発見され、当該記録は、

36年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年5月21日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「当時の職場の上司に、「C」という名前を使うように言われ、「C」と呼ばれていた。」としている上、申立人が提出した昭和36年11月から37年5月までの給与明細書の名前も「C」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人はB事業所に勤務していたとしているところ、申立人と同じくA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「自分はB事業所に勤務しており、A事業所では勤務していない。」と主張しているが、A事業所の代表取締役は、「申立期間当時のA事業所とB事業所の事業主は同一人であったため、B事業所に勤務していた従業員を系列会社であるA事業所の厚生年金保険に加入させることはあった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和36年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和36年12月から37年4月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和36年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が提出した36年11月から37年5月までの各月の給与明細書には、事業所名及び事業主名が記載されていないものの、36年12月から37年4月までの期間に係る給与支給額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることから、当該給与明細書は、A事業所から支給されたものであることがうかがわれ、申立人が36年11月からB事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者とも連絡がとれないため聴取できないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人が提出した給与明細書において、同年 5 月分の厚生年金保険料の控除は確認できない上、申立人のことを記憶している同僚は、「自分は、当該期間にはすでに退職していた。」と述べており、当該期間について、申立人が B 事業所に勤務していたことを推認できる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 37 年 5 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月26日から同年5月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所B工場から同事業所本社へ転勤した際、A事業所B工場の資格喪失日が昭和35年4月26日であるのに対して、同事業所本社の資格取得日が同年5月1日となっているため、申立期間については加入記録が無い旨の回答があった。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚による証言並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA事業所B工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和35年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に解散しており、事業主及び役員とも連絡が取れないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月1日から42年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を41年6月1日、資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年2月1日まで

昭和41年の春に高校の同級生の友人と一緒にA事業所に就職し、42年に他の事業所に転職するため一緒に退職した。友人の社会保険庁の記録では、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっているということであるが、私の記録では厚生年金保険の被保険者となっていない。

友人と私は同じ待遇であったと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の昭和41年7月の給与明細書、複数の同僚の証言及び当該事業所の元社会保険事務の担当者の証言から判断すると、申立人は当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の高校の同級生であり、申立人と同時期にA事業所に就職し、同じ業務に従事していたとされる申立人の同僚は、「申立人と一緒に就職し、一緒に退職した。」と証言しており、当該同僚には、申立期間のうち、昭和41年6月1日から42年2月1日まで当該事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、A事業所の元社会保険事務の担当者は、「採用後、2週間程度経過したすべての従業員給与から厚生年金保険料を控除し、厚生年金保険に

加入させていた。」「申立人が数か月間勤務していたということであれば、当然に厚生年金保険料を控除し、加入させていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和41年6月から42年1月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和41年6月から42年1月までの標準報酬月額については、申立人が提出した41年7月の給与明細書から確認できる保険料控除額及び前述の申立人の同僚の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年6月から42年1月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年6月1日までの期間については、申立人と同時期に就職したとする同僚がA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていたという記録は確認ができない。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主も死亡していることから、当該期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について証言を得ることはできず、元社会保険事務の担当者及び申立期間に同事業所で被保険者となっている同僚についても、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶している者はいない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年6月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月21日から同年2月1日まで

昭和47年1月21日にB事業所からA事業所に転勤となったが、A事業所における厚生年金保険の資格取得日が同年2月1日となっており、1か月の空白期間がある。

Cグループ間の異動であり、同グループを退社した事実は無いので、この1か月の空白期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していたCグループの健康保険組合の被保険者台帳、在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同グループに継続して勤務し（昭和47年1月21日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D事業所（A事業所の後継事業所）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の申立人に係る被保険者資格の取得日が昭和47年2月1日とな

っていることから、事業主が、同日を被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A社に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主から提出された在籍証明書などから判断すると、申立人は昭和42年7月21日から43年7月21日までA社B支店に継続して在籍していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人はA社に継続して勤務していたので、申立期間についても給与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所で保管するA社B支店における昭和43年1月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

結婚後、しばらく共働きしていたが、退職を契機に国民年金に任意加入した。最初は納付書で国民年金保険料を納付していたが、面倒なので夫の口座から振替により保険料を納付した。国民年金や付加保険料の納付をやめた記憶は無く、第3号被保険者となるまで任意加入していたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その夫の給与が振り込まれていた預金口座から振替によって国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該口座の取引履歴から、申立期間に係る保険料が引き落とされていたことは確認できず、他の口座から振替が行われていたことも確認できない。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間に係る資格喪失日の記載は無いものの、その後の第3号被保険者の資格取得日の記載も無く、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和60年4月に国民年金被保険者資格を喪失し、付加保険料納付対象者としても非該当になっていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和61年7月26日付けで61年4月から国民年金の第3号被保険者となっているが、申立人が申立期間当時から国民年金に任意加入していたとすると、同年4月以前に国民年金任意加入被保険者現況届書を提出することにより第3号被保険者となったと考えられるが、申立人は、同現況届の記憶も無く、その夫の会社で第3号被保険者の届出を行ってくれたと述べていることから、申立期間当時は国民年金に任意未加入であった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、日記等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和50年2月、同年3月、52年4月から同年12月までの期間及び53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から58年3月まで

私は、申立期間のうち、17か月分の国民年金保険料は納付済みであることは確認できたものの、それ以外の期間については保険料の納付があったことを確認できないとの回答を得たが、妻が3か月ごと定期的に市役所か金融機関の窓口で保険料を納付していたはずなので、申立期間中に未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その妻が国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間及び同年10月から58年3月までの期間が未納となっており、夫婦同時期に長期の未納期間がある。

また、申立人は、申立期間当時、生活費と一緒に国民年金保険料を妻に渡していたため、正確な納付額は分からないと述べている上、申立人の妻も市役所で保険料を納付していたと述べるにとどまり、納付方法及び納付金額に係る記憶がはっきりせず、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、未納となっている期間は81か月と長期間である上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 50 年 2 月、同年 3 月、52 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から24年1月1日まで
(A事業所)

申 立 期 間 : ② 昭和25年1月16日から同年6月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所からB事業所に組織変更となった後C事業所に異動になったが、空白無く勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所からB事業所に組織変更による内部異動となり、B事業所に勤務していたことを推認することができる。

また、社会保険庁の記録から、B事業所は、昭和24年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該事業所は申立期間①には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日も当該事業所が新規適用となった日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時B事業所に在籍していたが、A事業所から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張していることから、A事業所及びB事業所の後継事業所であるD事業所に照会したが、「申立期間当時の資料は無く、B事業所が社会保険に加入する前の期間について、A事業所で厚生年金保険料を控除したかについて確認できない。」との回答があった。

加えて、社会保険庁の記録から、複数の者が申立人と同様、A事業所において一旦厚生年金保険の資格を喪失した後、B事業所において資格を取得していることが確認できるが、該当する者は、いずれも疾病、所在不明等の理由により、当時の状況を聴取することはできなかった。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人がB事業所からC事業所に異動となり、C事業所に勤務していたことを推認することができる。

また、社会保険庁の記録から、C事業所は、昭和25年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、当該事業所は申立期間②には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日も当該事業所が新規適用となった日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時C事業所に在籍していたが、B事業所から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張していることから、B事業所及びC事業所の後継事業所であるD事業所に照会したが、「申立期間当時の資料は無く、C事業所が社会保険に加入する前の期間について、B事業所で厚生年金保険料を控除したかについて確認できない。」との回答があった。

加えて、C事業所に同時期に勤務したとする者に、申立期間の厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録に関する照会をしたところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間については、実際に支給されていた給与額より社会保険庁に記録されている標準報酬月額の方が低額となっていることが分かった。給与振込額の分かる銀行の取引明細書があるので、実際に得ていた給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間の直前の平成 12 年 11 月から 13 年 1 月までは 38 万円、申立期間である同年 2 月から 14 年 9 月までは 11 万 8,000 円と低い額に改定されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前から申立期間までを通じて、30 万円前後の給与額を得ていたことが銀行取引明細書の記録から確認できるとして、実際に得ていた給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A事業所が提出した申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、申立人の毎月の給与総支給額は 12 万 1,000 円であり、これに社内預金の払戻額を合算した額が毎月の銀行振込額とされており、この銀行振込額は、申立人が提出した銀行取引明細書の給与振込額と一致する。

さらに、上述の賃金台帳から、申立期間当時、給与総支給額に見合う厚生年金保険料 1 万 236 円が給与から控除されており、この額は社会保険庁に記録されている申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額であることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録から、申立人以外の従業員の標準報酬月額についても、申立期間直前までの額と申立期間当時の額を比べると申立人と同じく低い額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は認められない上、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月17日から同年11月9日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和29年6月から31年8月まで退職することなくA事業所で勤務してきたのに、途中で空白期間があるのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所における複数の同僚が、申立人と同様に、昭和30年2月中に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月9日に被保険者資格を再取得していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

また、当該複数の同僚は、「申立期間当時、自分は会社から自宅待機を言い渡され、9か月後に呼び出されたことがあった。」、「申立期間当時に、自分も含め複数の同僚の厚生年金保険被保険者期間が抜けているということは、理由は分からないが、会社が何かやったと思う。」と証言している。

さらに、A事業所に照会したところ、「当時の従業員はもう働いておらず、当時の資料も廃棄しているので、当時のことは分からない。」との回答を得た。

加えて、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 782

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 4 日から 41 年 9 月 11 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月26日から30年8月1日まで
② 昭和30年8月1日から35年5月1日まで
③ 昭和36年7月1日から39年5月1日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。